

より特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）がその職員に対し発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたもの。

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、次のイに掲げる書類のいずれか一及び次のロに掲げる書類のいずれか一。ただし、当該ロに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、当該イに掲げる書類のいかか二

イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの。

ロ 学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの。

保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、印鑑登録証明書及び実印又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの。

前項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項に掲げる書類のうち、住民票の写しの提示又は提出を要しないものとすることができる。

一 都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により、申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）以外のものを利用するとき。

二 外務大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から申請者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものの提供を受けるとき。

三 国内において電子手続により一般旅券の発給が申請された場合には、都道府県知事は、申請者から個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けることにより、法第三条第三項の規定による確認を行うものとする。

四 国内において一般旅券の発給を申請する者が国外からの一時帰国者（国内に住所を有する者以外の者をいう。）である場合には、都道府県知事は、第一項に掲げる書類に代えて、法第三条第三項の規定による確認のため適当と認める書類の提示又は提出を求めることができる。

五 国内において前条第三項第六号の規定に基づき申請を行う者が住民票に記載されていない場合には、都道府県知事は、当該申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、都道府県知事は、当該申請者が本人であること及び居所に居住していることを調査するものとする。

（現有旅券の確認）

第六条 書面手続により一般旅券の発給が申請された場合には、法第三条第五項の規定による現有旅券（同項に規定する現有旅券をいう。以下この条及び第十一条第三項において同じ。）の確認は、申請者から当該現有旅券の提示を受けることにより行うものとする。

2 電子手続により一般旅券の発給が申請された場合には、法第三条第五項の規定による現有旅券の確認は、申請者から当該現有旅券に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報（当該情報の確認は、申請者から当該現有旅券に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報（当該情報の確認は、申請者から当該現有旅券の名義人の氏名、生年月日等が記載されていることを送信することができないときは、当該現有旅券の名義人の氏名に加え、戸籍に記載されている氏名以外の呼称及びその裏面並びに当該現有旅券の裏表紙の裏面を撮影した写真）の送信を受けることにより行うものとする。

（申請者が出頭しない場合の申請）

第七条 書面手続により一般旅券の発給を申請する者は、法第三条第六項の規定に基づきその配偶者、二親等内の親族又はその他の指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出しようとする場合には、別記第四号様式又は別記第四号の二様式による申請書類等提出委任申出書一通

を、国内においては都道府県知事に対し、国外においては領事官に対し、あらかじめ又は当該申請と同時に提出して、その旨を申し出なければならない。ただし、申請者がその法定代理人を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出する場合は、この限りでない。

二 前項に規定する場合において、申請者に代わり出頭した者が法第三条第六項各号に掲げる者に掲げる書類を提示し、又は提出するには、当該イに掲げる書類のいずれか二

1 該当するとの確認は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、当該出頭した者に係る第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を受けることにより行うものとする。この場合において、法第三条第六項第二号に掲げる者について、申請者による指定の事実がないと疑うに足りる相当な理由があるときは、都道府県知事又は領事官は、その指定の事を確認するに足りる資料の提示又は提出を求めることができる。

3 第一項に規定する場合において、申請者に代わり出頭する者は、当該申請の内容を知り、かつ、都道府県知事又は領事官の指示を申請者に確實に伝達する能力がある者でなければならぬ。

4 電子手続により一般旅券の発給を申請する場合には、法第三条第六項の規定による書類及び写真の提出（次項において「代理提出」という。）は、申請者が未成年者又は成年被後見人であることを確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

5 前項に規定する未成年者又は成年被後見人である申請者は、あらかじめ、代理提出を行なう法定代理人に関する情報（外務大臣の使用に係る電子計算機に送信して届け出なければならない。この場合において、都道府県知事は、申請者に対し、届け出られた者が申請者の法定代理人であることを確認するため必要となる書類の提示又は提出を求める）が、代理提出を行なう法定代理人の前五年以内に旅券の発給を受けるに当たって不正な行為をした者とする。

（公用旅券の発給の請求）

第六条 書面手続により法第四条第一項の規定に基づき公用旅券の発給を請求する場合には、同項第一号の公用旅券発給請求書は、別記第五号様式又は別記第五号の二様式による一通とする。この場合には、同項に規定する対象者（以下この条において「対象者」という。）が国外に在るときは、対象者が領事館に出頭して請求するものとする。

2 電子手続により法第四条第一項の規定に基づき公用旅券の発給を請求する場合には、各省各庁の長が外務大臣に対し、別記第五号様式に記載すべき事項に相当する情報並びに対象者の自署の画像及び写真を送信し、並びに同項第三号の使用人にあつては同号の戸籍謄本を提出して請求するものとする。

3 法第四条第一項、第二号の対象者の写真は、別表第一に定める要件を満たすものとし、書面手続による場合には、当該写真一葉を提出する。

4 第四条第一項の規定は、法第四条第一項第三号の戸籍謄本について準用する。

（旅券の記載事項）

第七条 法第六条第一項第二号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者については、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表記されるところによる。ただし、旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「発給申請者」という。）がその氏名について国字の音訓又は慣用によらない表記を申し出た場合において、公の機関が発行した書類により当該表記が発給申請者により通常使用されているものであることが認められる。かかつ、外務大臣又は領事官が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

2 発給申請者から、法第六条第一項第二号の氏名に加え、戸籍に記載されている氏名以外の呼称を併記することを希望する旨の申出があつた場合において、我が國又は外国の政府機関又は地方公共団体の発行した書類その他これに準ずる書類により当該申出に係る呼称が社会生活上通用しているものであることが確認され、かかつ、外務大臣又は領事官が当該申出に係る呼称の併記が渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、当該申出に係る呼称を記載することができる。

3 第一項の氏名及び前項の規定による呼称は、ヘボン式ローマ字によつて旅券面に表記する。ただし、発給申請者がその氏名又は呼称についてヘボン式によらないローマ字表記を希望し、外務

は別記第十三号の二様式による紛失一般旅券等届出書一通及び当該名義人の写真（別表第一に定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。）一葉を提出しなければならない。

2 電子手続により法第十七条第一項の規定に基づき一般旅券の紛失又は焼失届け出る当該一般旅券の名義人は、別記第十三号様式に記載すべき事項に相当する情報、自署の画像及び当該名義人の写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。（名義人が自ら届け出ない場合の届出）

第十七条 書面手続により法第十七条第二項の規定に基づき出頭することなく一般旅券の紛失又は焼失届け出ようとする当該一般旅券の名義人は、前条第一項に掲げる書類及び写真のほかに別記第十四号様式による紛失一般旅券等届出時出頭免除願書一通を提出しなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事（法第十七条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に届け出る場合には、外務大臣。次条第一項及び第五項並びに同条第六項において準用する第五条第四項において同じ。）又は領事官は、届出を行う者が法第十七条第二項各号に掲げる者に該当することを確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

3 電子手続による法第十七条第二項の規定に基づく一般旅券の紛失又は焼失の届出は、当該一般旅券の名義人が未成年者又は成年被後見人であつて、かつ、国内においてその法定代理人を通じて届け出る場合に限り、行うことができる。

4 第七条第五項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十七条第三項」と、「申請者」とあるのは、「一般旅券の名義人」と、「代理提出」とあるのは、「代理で届出」と読み替えるものとする。

5 法第十七条第二項第二号の一般旅券の名義人のために届出を行うことが適当でない者として外務省令で定めるものは、自己の行為の責任をわきまえる能力がない者とする。

（紛失又は焼失の届出の確認の事務）

第十八条 国内において一般旅券の紛失又は焼失の届出が行われた場合には、法第十七条第三項の規定による確認のため都道府県知事が届出者に提示又は提出を求めることができる書類は、次に掲げる書類とする。

1 住民票の写し及び第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類であつて当該一般旅券の名義人の氏名が記載されているもの

2 当該一般旅券の紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する書類

2 書面手続により前項の届出が行われた場合には、第五条第二項の規定は、前項第一号に規定する住民票の写しの提示又は提出について準用する。

3 電子手続により第一項の届出が行われた場合には、都道府県知事は、同項第一号に規定する住民票の写し及び書類の提示又は提出に代えて、届出者から個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けるものとする。

4 第一项第二号に規定する書類の提示又は提出は、書面手続による場合には届出者が紛失一般旅券等届出書の所定の場所に紛失、焼失又は盜難被害の時期、場所、状況等に関する情報を記載するこれにより、電子手続による場合には届出者から当該情報の送信を受けることにより、これに代えることができる。

5 都道府県知事は、必要と認める場合には、第一項第二号に規定する書類又は前項に規定する情報に加え、公の機関が発行した一般旅券の遺失又は盜難の届出に係る書類その他一般旅券の紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する追加の書類の提示又は提出を求めることができる。

6 第五条第四項の規定は、法第十七条第三項の規定による確認について準用する。この場合において、第五条第四項中「一般旅券の発給を申請する」とあるのは、「届出を行う」と、「法第三条第三項」とあるのは、「法第十七条第三項」と読み替えるものとする。

（公用旅券の紛失又は焼失の届出）

第十九条 書面手続により法第十七条第五項の規定に基づき公用旅券の紛失又は焼失を届け出る当該公用旅券の名義人は、別記第十五号様式による紛失公用旅券等届出書一通及び当該名義人の写真（別表第一に定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。）一葉を提出しなければならない。

2 け出るものとする。

2 電子手続により法第十七条第五項の規定に基づき公用旅券の紛失又は焼失を届け出る当該公用旅券の名義人は、別記第十五号様式に記載すべき事項に相当する情報、自署の画像及び当該名義人の写真を各省各庁の長を経由して外務大臣に送信しなければならない。（国外における旅券の失効に係る例外）

第二十条 法第十八条第一項第二号に規定する一般旅券を受領することができないやむを得ない事情は、申請者が感染症の流行、治安状況の深刻な悪化等による外出が困難な状況、大規模な災害等による移動が困難な状況その他の申請者本人の責めに帰せられない事情による領事館に出頭することができない状況に置かれているか否かを基準として判断する。

第二十一条 法第十九条第六項の規定により返納を受けた旅券に消印をすることは、保護要請文が記載されている頁、当該旅券の名義人の氏名、生年月日等が記載されている頁及び渡航先欄の各頁に消印を押し、並びに当該旅券の名義人の写真及び第十条各号に掲げる事項が記録されている半導体集積回路を破壊し、又は取り除くものとする。

（帰国のための渡航書）

第二十二条 書面手続により法第十九条の三第二項の規定に基づき渡航書の発給を申請する者は、領事館（同項後段の規定により外務大臣に申請する場合には、外務省）に出頭して申請するものとする。この場合において、同項の渡航書発給申請書は、別記第十六号様式による一通とする。

2 前項の場合において、法第十九条の三第二項の外務省令で定める書類及び写真は、次に掲げる書類及び写真とする。

1 渡航書の発給を受けようとする者（以下この条（第五項において読み替えて準用する第七条第二項前段の規定を含む。）において「帰国希望者」という。）の戸籍謄本、戸籍抄本又は日本の国籍を有することを証明するその他の文書一通

2 帰国希望者の写真（別表第一に定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。）一葉

3 帰国希望者が法第十九条の三第一項第一号に該当する者である場合には、旅券を所持しない理由及び本邦を出国した時から申請の時までの経緯を記載した書面一通

4 帰国希望者がその他の参考となる書類を有する場合には、その書類

3 電子手続により法第十九条の三第二項の規定に基づき渡航書の発給を申請する者は、別記第十号様式に記載すべき事項に相当する情報並びに帰国希望者の自署の画像及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

4 法第十九条の三第二項の外務省令で定める関係者は、次に掲げるいずれかの者とする。

1 帰国希望者を雇用している者又はその代理人

2 帰国希望者を保護しようとする社会福祉事業を営む法人の代表者又はその代理人

3 前二号に掲げる者のほか、外務大臣又は領事官がこれらに準ずる者として特に認める者

5 第七条第二項前段の規定は、法第十九条の三第二項後段の規定に基づき帰国希望者の親族その他前項に規定する関係者が渡航書の発給を申請する場合について準用する。この場合において、第七条第二項前段中「申請者」とあるのは、「帰国希望者」と、「法第三条第六項各号に掲げる者」とあるのは、「帰国希望者の親族その他第二十二条第四項に規定する関係者」と、「都道府県知事」とあるのは、「外務大臣」と読み替えるものとする。

6 法第十九条の三第三項の規定による渡航書の交付を受ける者は、別記第十七号様式又は別記第六号の二様式による渡航書受領証を提出しなければならない。

（手数料の納付の方法）

第二十三条 法第二十条第四項に規定する手数料は、当該手数料の額に相当する収入印紙を旅券又は渡航書の受領証に貼つて納付するものとする。

(大規模な災害に際しての手数料の減額又は免除)

第二十四条 法第二十条第六項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除は、原則として、次に掲げる申請のうち、外務大臣が特に必要と認めるものについてすることができる。

国内においては災害救助法（昭和十二年法律第一百八十九号）又は被災者生活再建支援法

（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含む。次条第一項第一号において同じ。）の区域においてこれらの法律の適用に係る災害により被害を受けた者による申請

二　国外においては、災害（その種類及び規模を勘案して特に必要があると領事官が認めるものに限る。）が発生した地域において当該災害により被害を受けた者による申請

(減額又は免除の申請)

第二十五条 国内において法第二十条第六項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受ける者等は、一般旅券の発給の申請については去第三条第一項各号、一般旅券の発行元

受けよ」とする者は、一般券の発給の申請にあつては法第三条第一項各号、一般券の渡航券の追加の申請にあつては法第九条第一項各号、渡航書の発給の申請にあつては第二十二条第二項

各号にそれぞれ掲げる書類及び写真に加え、原則として次に掲げる書類を提出しなければならぬ

前条第一号の災害が発生した際の災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用され本市に対する

前条第一号の災害が発生した際に災害救援法による被災者生活再建支援法が適用された「田林の区域内に居住していたことを証明する書類

二 前条第一号の災害による全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害の程度を証明する

書類
国外において法第二十条の二第三項において準用する法第二十条第六項の規定による国に納付

すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般旅券の発給の申請にあつては法第三条

第一項各号、一般旅券の渡航先の追加の申請にあつては法第九条第一項各号、渡航書の発給の申請については第二二二条第二項各号に之を以て申すが如く、次に掲げる書類又は申出書類を呈

詔はあくでは第二十二条第二項名号はそれぞれ掲げる書類及び写真に加え 次に掲げる書類を掲出しなければならない。

一 前条第一号の災害で被災した地域に居住していたことを証明する書類

二 前条第二号の災害による全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害の程度を証明する書類（所在国が当該書類の発行等を行つない場合は、当該災害による被害の程度を示すその

言葉（所存國）が三語言葉の發行會を行わぬい場合に
三語言葉の發行會の權限を有するもの

(申請書等の紙質等)

第二十六條 別記様式の申請書等のうち CCR に用いるものは、その紙質、印刷等について外務大臣の承認を受けたものでなければならぬ。

旅券に係る申請書及び請求書は、折損し、又は汚損したものであつてはならない。

(讀替規定) 旅券去重行令 (乙亥元三女今寫百二十二號) 第六卷第一項二二一書の見三、一其うシト

第二十七条 旅券法施行令（平成元年政令第百一十二号）第六条第一項ただし書の規定に基づき外務大臣が同項各号に掲げる事務を自ら行う場合には、この省令の当該規定中「都道府県知事」と

あるのは、「外務大臣」と読み替えるものとする。

二の省令は、旅券法の一節を改正する法律（令和四年法律第三十三号）の施行の日（令和五年一月一日）

三月二十七日) から施行する。
この旨を改正する法律(令和四年法律第二号)の施行の日(令和三年

別表第一（第三条、第八条、第十六条、第十九条、第二十二条関係）



別表第一（第五条関係）

別冊第第一 運送免許証	船員手帳
船舶操縦者運送免許証	海技免狀
船員手帳	小型船舶操縦免許証
船舶操縦免許証	漁業免許証
船舶免許証	空気系統所持免許証
船員手帳	搬傷者手帳
電気工作士免許証	宅地建物取引士証
電気工事士免許証	電気施工士免許証
無線通信士免許証	認定電気工事從事者認定証
無線通信士免許証	特殊電気工事從事者認定証
耐震監査員の証	耐震監査員の証
航空整備士技能認定書	航空整備士技能認定書
運航管理者技能認定合格證明書	運航管理者技能認定合格證明書
自動車操縦者運送免許証	自動車操縦者運送免許証
教習資格認定証	教習資格認定証
整備実務法第二十一条第三項に規定する合格證明書	整備実務法第二十一条第三項に規定する合格證明書
写真付き身体障害者手帳	写真付き身体障害者手帳
運転免許証明書	運転免許証明書
運転免許証交付年月日が平成二十一年四月一日以降のもの	運転免許証交付年月日が平成二十一年四月一日以降のもの

申請書類等提出委任申出書	
(法定代理人が申請者代わりに申請書類などを提出する場合は、本様式の提出は不要です)	
<p>私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、以下の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしました。申し出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>引受人姓名</p> <p>申請者との関係</p> <p>引受人住所</p> <p>引受人氏名</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>発送機関名 ()</p> <p>生年月日 明治 正 嘉永 平成 合和 令年 月 日</p> <p>1. 申請者の判断した者が、代理で申請書類などを提出する場合には、既存の本人確認書類による確認(印鑑)して下さい。</p> <p>2. この申請による旅券取得が日本国内の適用範囲に該当する場合、申請者に代て必要書類などを提出した者も承認されることはござります。</p>	
申請書類等提出委任申出書	本様式を複数枚提出する場合は、この欄に記入してください。
申請書類等提出委任申出書	合計五枚以内

申請書類等提出委任申出書				
(法定代理人が申請に代わって申出書類等を提出する場合は、本様式の提出は不要です)				
申 請 者 記 入	月 日			
	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて該申出書類等を提出いたたくし、申し出ます。			
引受人氏名	申請者との関係			
引受人住所				
私は本件に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持本人書類(本人写真入りの(又は)通帳等)であることをどちらも負うものに間違いを認め難いです。				
私は、提出の申請、被申請の不正処理に携わったことはござりません。				
引 受 人 記 入	年 月 日	連絡先電話番号 ()		
合 規 記 入	年 生月 日	大字・町名・番地	平令・令年	月 日
注 記	申出者が個人としておこなう行為のうち、申請者が本人の意思でしておこなう行為(申請者本人が確実に記入するに足る判明情報を表示)して下さい。			
申請者の判断のほか、代わたり申請書類等を提出する場合は、提出者本人が確認するに足る判明情報を表示して下さい。				
3.この申出による郵便が日本国法令の期間に該当する場合、申請に代わって必要書類などを提出した者は負担されることあります。				

申請書類等提出委任申出書	
（法定代理人が申請者代わりに申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）	
<p>私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通して旅券申請書類等を提出いたしました、申し出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>引受人氏名</p> <p>申請者との関係</p> <hr/> <p>引受人住所</p>	
<p>引受人は旅券申請者と同一のものと見做すものとし、旅券申請書類等を提出する申請者の意思表示をするものと見做すものとします。私は、過去5年間、旅券の不正取得に至ったことはありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>連絡先電話番号 ()</p>	
<p>生年(西暦) 明治・大正・昭和 年(西暦) 令和 年(西暦) 月 日</p>	
<p>L. 申請者の判断したがる、代わりに申請書類などを提出する場合は、提出書類を確認するに足る書類写真を提出して下さい。(印) してください</p> <p>注意事項</p> <p>2. この申請による旅券発行は日本国政府の判断に該当する場合、申請者が代って申請書類などを提出した者も罰せられることがあります。</p>	
<p>提出書類等提出委任申出書</p>	

中雨奈駕籠守伝住安田中音		
(法定代理人が申請者に代わって申込書類などを提出する場合は、本様式の提出は不要です)		
私は旅券法第37条第6項の規定に基づき、下記の申込人を通じて該申込書類等を提出いたいたく、申し出ます。		
令和 年 月 日		
申請者記入欄	引受人氏名	申請者との関係
	引受人住所	
引受人記入欄	私は本申請中に必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持自賄は必ず記入され(又は提出後記入)されなければなりません。私は、必ずそのものに間違いなことを確認します。	
	年 月 日	進捗先電話番号 ()
引受人記入欄	生年月日	大字・町名・平成・令和 年 月 日
	注記欄	
1. 申請代理人・提出者は、申請書類の本人として存在しない場合は、代理人が本人と確認するに足る書類を提示(提出)してください。 2. 申込書類の記入名前が、代わって申込書類などを提出する場合は、提出者は本人と確認するに足る書類を提示(提出)してください。 3. この申請による旅券取得は日本国外の間に当該する場合、申請者が代わって必要な書類などを提出したものが証明されることあります。		

「裏面も記入してください」

申請書類等提出委任申出書

（法定代理人の申請者は代てつづり用書類などを提出する場合は、本様式の提出は不要です）	
私は旅券第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしました。申し出ます。	
申 請 者 の 記 入 事 項	令和 年 月 日
引受人氏名	申請者の関係
引受人記入欄	
私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持する旅券の登録事項の（又は登録しない場合）とあわせて、その他のものとの間に相違ないことを確認します。（例）旅券番号、旅券記入欄、旅券不正記入欄等の記載事項	
令和 年 月 日	通航先電話番号（ ）
生年月日：明治／大正／昭和／平成／令和 年 月 日	
1. 中継港の指定した者の、代わりに申請書類などを提出する場合は、申請者本人による捺印を提出し（印）してください。 2. 旅券等による無効書類が日本法規に則り該当する場合、申請者に代って必要な書類などを提出した者も罰せられることがあります。	
申 請 者 の 記 入 事 項	

<p>申請者記入欄</p> <p>引受人記入欄</p> <p>注 意 事 項</p>	<p align="center">申請書類等提出委託申込書</p> <p>法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合は、本様式の提出は不妥です</p> <p>私の方旅法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて申請書類等を提出いたしました。申し出します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>引受人氏名 申請者との関係</p> <p>引受人住所</p> <p>私は本申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人白署は必ず自筆のもの（又は又譲る捺印）であることを記入するものと相違ござることを確認します。</p> <p>私は、提出の書類が、他の不正に間に渉ったことと認められません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p align="right">年生電話番号 ()</p> <p>年生月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日</p> <p>1. 「申請書類等」には、申請書類本体が記入してある場合と、 2. 申請者の記した名前が、代わりに申請書類等を記載する場合には、提出者名を記載する旨の記号等を示す(印)として下さい。 3. この申込書の郵便封筒の貼付が日本郵便の規定に従うことを確認するため、申請者に代へて必要書類などを提出した者も附せらるる旨を記入して下さい。</p>
--	--

申請書類等提出委任申出書	
(法定代理人が被申出人に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)	
私は族姓第3条第6項の規定に基づき、つきの引受人を通じて新券申請書類を提出いたしました。申し出します。	
申出年月日	合併年月日
引受人氏名	申請者との関係
引受人住所	
申出年月日 族姓第3条第6項の規定に基づき、つきの引受人を通じて新券申請書類を提出いたしました。私が指図する被験者の個人情報は、本件大抵のもの（又は「正記」と記載）であることを及び本人は自らに確信することを記載します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはございません。	
申込年月日	申込電話番号()
注記	生年月日(西暦) 大正・昭和・平成・令和 年 月 日
申込書類	申出年月日 族姓第3条第6項の規定に基づく場合は、被申出人と確認する際には、申請者と被申出人の各自の連絡先()にてお問い合わせください。
連絡用紙	申出年月日 族姓第3条第6項の規定に基づく場合は、申請者が日本国外に渡航する場合、申請者に代わって必要な書類などを提出いたしました。申出年月日 族姓第3条第6項の規定に基づく場合は、申請者が日本国外に渡航する場合、申請者に代わって必要な書類などを提出いたしました。

（別記第4号の2様式）

〔定款(代理人申請者による申出でて申請書類を提出する場合は、本様式の提出は不要です)〕									
私法第3条第6項の規定に基づき、下記に引受けを通過して領事官書類等を提出いただく、申し出ます。									
令和 年 月 日									
引受人氏名		申請者との関係							
引受人住所									
本件は市町村に必ず必要な書類等を申請代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人白署は本人のもの(又は直系の家族)であることを及び本人との相似点などを説明します。 既述、過去年間、假想の不正行為に係わったことはありません。									
令和 年 月 日		連絡先電話番号 ()							
注記		生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日							
1. 申請者(本人)欄には、申請者が本人にしてください。 2. 申請者(本人)欄が記載された者、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を記載する「記入欄」を提出します。 3. この欄に記入する旅券は現行の日本国旅券に限ります。申請者に代って必要な書類などを提出した者は罰せられることあります。									

裏面も記入してください

公報部局

旅券の氏名表記（表題のハングル式となる場合のみヨーロッパ字体大文字で記入）

(姓)

(名)

注：他の旅券の表題用字體は、ヨーロッパ字體・片・スペース合わせてあります。
（ヨーロッパ字體・片・スペース）当時は既に使用しません。

被收容履歴の表示を希望する場合は、その理由を説明して記入してください。

二箇に公用旅券の發給を受けようとする理由

二重
登録
請求
手続

届出日 年

電話

日本国内の緊急連絡先 年

電話

氏名

持票者の関係

旅券申請
提出書類
種別・氏名

電話

外務大臣 殿

令和 年 月 日

在

大臣 殿

請読者

旅券法第4条の規定により、公用旅券の發給を請求します。旅券法第1条第2項の規定により、発給に係る旅券の旅券なくなり又は終了したときは、速邁なく公用旅券を送達します。その他、公用旅券の發給に係り、問合せ法令を遵守します。

外
交
省
旅
客
事
務
處
記
載
欄

当該旅券

旅券

年

月

日

番号

（例）

000

000

国籍

（例）

000

000

出生地

（例）

000

000

マスコット

（例）

000

000

ファミリーナンバー

（例）

000

000

イニシャル

（例）

000

000

セイ

（例）

000

000

メイドー

（例）

000

000

セイ

（例）

000

000

メイドー

（例）

000

000

セイ

（例）

000

000

メイドー

（例）

000

000

セイ

（例）

000

000

旅券

旅券

年

月

日

番号

（例）

000

国籍

（例）

000

出生地

（例）

000

マスコット

（例）

000

ファミリーナンバー

（例）

000

イニシャル

（例）

000

<div data-bbox="238

一般旅券受領証

令和 年 月 日

殿

1. 旅券名義人氏名

2. 旅券番号

3. 種類 (該当箇所に丸印をつけること)

イ、有効期間が10年の一般旅券

ロ、有効期間が5年の一般旅券

ハ、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券

ニ、上記イ～ハ以外の一般旅券

※ 受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付失効となった場合には、次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。

(別記第6号様式)

用紙の大きさはA4
(用紙下3cmは空白とすること)

(令和五年三月改正)

一般旅券受領証

年 月 日

交付予定日 :	返納旅券番号 :
---------	----------

申請した内容と相違ないことを確認の上、受領しました。

1 旅券名義人氏名

2 旅券番号

(別記第6号の2様式)

用紙の大きさはA4
(用紙下3cmは空白とすること)

(令和五年三月改正)

(別記第7号様式)

交付時出頭免除願書

令和 年 月 日
殿
旅券申請者署名 （署名は代理人の「印」に記載のとおり、かわい妻体で 行ってください。）（署名が困難な場合は、印）。なお、署 名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記入す る場合には、その者の氏名も記入してください。）
私は、旅券受領に当たって、次の理由により出頭することが困難です で、出頭免除方お取り計らい願います。 具体的理由（説明資料を添付のこと）
----- （申請者が指定した者に受領させる場合に記入のこと） 私は、次の者を通じて旅券を受領いたたく、申し出ます。 1. 氏名及び生年月日 2. 現住所 3. 職業及び所属先 4. 申請者との関係
（令和五年二月改正）

(別記第7号様式)

用紙の大きさはA4

(別記第8号様式)

公用旅券受領証

令和 年 月 日	
殿	
旅券請求事務担当者 所属・氏名	
旅券受領者 所属・氏名	
請求した内容と相違ないことを確認の上、下記公用旅券を受領しました。	
1. 旅券名義人氏名 2. 旅券番号 3. 官職 4. 種類（該当箇所に丸印をつけること） イ. 一往復用旅券 ロ. 数次往復用旅券 ハ. 渡航先の追加を受けた旅券	
（令和五年二月改正）	

(別記第8号様式)

用紙の大きさはA4

外務大臣監視局 在任	令和年月日
法定代理人(親権者、後見人など)署名	
<small>(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人の法定代理人の署名が、申請者が本人の場合は法定代理人の署名を捺入して下さい。)</small>	
官 庁 コード	(署名)
官公庁 記載欄	
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理	

申請者記入欄	申請書類等提出委任申出書		(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不適です)
(注)本件は、申請者の意思表示を記載する場合にのみ提出して下さい。			
<p>私は被巡回第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて巡回申請書類等を提出いたしました。申し出します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>引受人氏名 _____ 申請者との関係 _____</p> <p>引受人住所 _____</p> <p>私は本件申請による係る費用賄費を申請者に代理経由することを引き受けました。私が提出する申請者の権利義務は、申請者の権利義務と同一のものとし、又は過度に差異があることは認めません。</p> <p>私は、過去 年 月 日 連絡電話番号 ()</p> <p>生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日</p> <p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者の認めた者が、代理に代わる権限などを記載する場合には、被巡回者と被巡回するする者等を記入して下さい。 2. この欄に記載する場合は日本国連合会員の該当する場合。 <p>(注)本件は、申請者の意思表示を記載する場合にのみ提出して下さい。</p>			

(別記第10号様式)

一般旅券受領証
(渡航先追加)

令和年月日
殿
1. 旅券名義人氏名 2. 旅券番号 (申請者が指定した者に受領させる場合に記入のこと) 私は、上記一般旅券受領にあたって、次の者を指名しますので、その者に交付願います。 旅券名義人署名
<small>(署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください。(署名が困難な場合は、法事代理などでない者が記入する場合には、その者の氏名も記入してください。))</small>
1. 指定される者(引受人)の氏名及び生年月日 2. 現住所 3. 職業及び所属先 4. 申請者との関係
<small>(令和五年三月改正)</small>

用紙の大きさはA4
(用紙下3cmは空白とすること)

公用旅券渡航先追加請求書

追加	
厳 密 に 記 入 す る 方 へ 旅 券 番 号 の 記 入 方 法 旅 券 番 号 の 記 入 方 法	受理月日 <input type="text"/> 受理番号 <input type="text"/> 在外公船コード <input type="text"/> 区分 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D 追加年月日 <input type="text"/> 交付年月日 <input type="text"/>
<small>渡航先追加請求書は、必ず旅券番号と一緒に記入してください。</small> 名義人氏名 <input type="text"/> 旅券番号 <input type="text"/> 発行年月日 <input type="text"/> <small>ヨコタカ(ヨウカカニスル)</small> <input type="text"/> <small>ヨコタカ(ヨウカカニスル)</small> <input type="text"/> <small>ヨコタカ(ヨウカカニスル)</small> <input type="text"/> <small>ヨコタカ(ヨウカカニスル)</small> <input type="text"/>	
<small>この旅券に記載の姓をローマ字で記入してください。</small> 姓 <input type="text"/>	
<small>性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 未記入</small> <small>(注) 本欄は渡航先の旅券記入欄に記入する際の参考用です。</small>	
<small>追加で受けようとする渡航先コード記入欄(裏面のコードを見て記入してください)</small> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
<small>上欄に書ききれないときは、本欄に記入してください。また、裏面コード表に渡航先名は、本欄に記入してください。</small>	
<small>渡航先追加請求理由</small> 官職 <input type="text"/> 旅券持主 <input type="text"/> 旅券担当者 <input type="text"/> 電話 <input type="text"/> <small>(注) 本欄は渡航先の旅券記入欄に記入する際の参考用です。</small>	
<small>現住所</small> <small>外務大臣 殿</small> <small>在 大使総領事 殿</small> <small>請求者</small> <small>旅券法第9条の規定により、公用旅券の渡航先の追加を請求します。</small>	
<small>(別記第11号様式)</small> <small>請求に必要な書類</small> <small>用紙の大きさはA4</small> <small>国外において請求するときは、渡航先の追加を必要とする理由が新たに生じたことを立証する書類 1通</small>	

(別記第11号様式)

（別記第12号様式）

在外受付

受付

(9)記第12号様式

ローマ字 姓(姓と名の 別途記入可)		(Surname)		(Given Name)		生年月日	
漢字		(姓)		(名)		西暦 年 月 日	
本籍		都道 府県		市町 村		1.男 1.長期間在 2.女 2.永住	
職業 (該当事項に○) 未登録		一般 会員企業 会員 個人会員		2.被選挙者 3.由美及び門司職業関係者 5.政治団体関係員		□日本語書類有 6.その他	
日本国 登録番号				毎晩日 西暦 年 月 日		在籍期間(未定の場合)の予合を記入。日付は末日で可 能性の方は 2999 年 12 月 31 日と記入。以下同	
在宿の住所 又は居所							
電 話 ① ②							
FAX ① ②							
携帯電話 ① ②							
(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無) (SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)							
メールアドレス ① ②							
在籍地の 緊急連絡先 住所							
氏名又は社等所属先名 本人との關係 電話							
日本国外の 連絡先							
日本国外の 連絡先				FAX		e-mail	
日本国外の 連絡先							
会社・学校等 名稱 口中の連絡先 電話							
日本語 登録番号				毎晩日 西暦 年 月 日		在籍期間(未定の場合)の予合を記入。日付は末日で可 能性の方は 2999 年 12 月 31 日と記入。以下同	
同居家族							
結婚 氏 名		ローマ字 (姓と名の 別途記入可)		(Surname)		(Given Name)	
漢字		(姓)		(名)		西暦 年 月 日	
携帯電話 ① ②		(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)			
メールアドレス ① ②							
会社・学校等 名稱 口中の連絡先 電話							
日本語 登録番号				毎晩日 西暦 年 月 日		在籍期間(未定の場合)の予合を記入。日付は末日で可 能性の方は 2999 年 12 月 31 日と記入。以下同	
扶養							
扶 養 姓 氏 名 名		ローマ字 (姓と名の 別途記入可)		(Surname)		(Given Name)	
漢 字		(姓)		(名)		西暦 年 月 日	
携帯電話 ① ②		(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)			
メールアドレス ① ②							
会社・学校等 名稱 口中の連絡先 電話							
日本語 登録番号				毎晩日 西暦 年 月 日		在籍期間(未定の場合)の予合を記入。日付は末日で可 能性の方は 2999 年 12 月 31 日と記入。以下同	

同居家族(既住)		(Surname) (Given Name)		Birth Date (Year-Month-Day)		
続柄 氏 名	□父 □母 □祖父母	(姓)	(名)	西暦 年	月	
	□夫 □妻	(姓)	(名)	1.男 2.女	長期滞在 1.長期 2.永住	
				日本国国籍有 □有日本國籍 □有別国籍		
携帯電話		① (SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		② (SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		
メールアドレス		①		②		
会社・学校等 □中の連絡先		名称 電話		登録日 西暦 年 月 日		
日本国 諸番号				登録期間(未定の場合は予定を記入。日付は月日で記入) 西暦 年 月 日		
続柄 氏 名	ローマ字 (英語表記)		(Surname) (Given Name)		Birth Date (Year-Month-Day)	
	漢字 (姓) (姓)		(名)		西暦 年	月
携帯電話		① (SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		② (SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		
メールアドレス		①		②		
会社・学校等 □中の連絡先		名称 電話		登録日 西暦 年 月 日		
日本国 諸番号				登録期間(未定の場合は予定を記入。日付は月日で記入) 西暦 年 月 日		

【在外公館記載欄】			
在宿地から の出発日付	[筆頭者を対象、家族単位は下記欄に記載]	移転先	
在留確認日付 (1項目)	[在留を確認(在留期間を訂正) □所在不明	転出 理由	1. 編籍 2. 管轄区域から転居 3. 所在不明 4. その他 ()
在留確認日付 (転出日付)	[在留を確認(在留期間を訂正) □所在不明		
在外選挙人証	[□申請込み □抱勘にて投票済み		

100

(別記第13様式) 用紙の大きさはA4

裏面も記入してください

旧紙の書き込み

（別記第13号様式）

二、専業一葉

三、本人確認のための書類（運転免許証等）の場合は一点、健保険証等二点、その他特に必要とされる書類

 この欄に複数の選択肢がある場合は、該当する複数の選択肢を複数個選択して下さい  記入欄へ記入して下さい	<p>合 会 年 月 日 展 出</p> <p>外 務 大 国 殿 在 大使 殿 領事 殿</p> <p>旅券法第18条第1項第7号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。</p> <p style="text-align: right;">法定代理人（親権者、後見人など）署名</p> <p>申請者が成年後見人の場合は親権者や成年後見人の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人に雇用されている場合は成年後見人の法定代理人署名が必要になります。署名をお書きください（記入の例）のほか、小書きで下記ください（署名の範囲は右側を除く）。本欄への記入は旅券発給を受けるには、実際の印鑑が必要となります。</p> <p>上記の箇所は、最初に旅券を手渡す際の署名用紙としてご利用ください。</p> <p>2. お問い合わせは、初回（複数枚）購入時は、当該枚数の不使用料等を免除するものです。上記に記載された住所は、外務省又は海外駐在館において内情調査がなされた場合の登録番号、発行年月日、失效年月日が官署に開示されかねず、海外の開示場所に当該登録番号が記載される。既に登録番号が見付からない場合は、改めて登録する事もできます。</p> <p>提出書類 □ 旅券履歴届出証書 □ 旅券登録届出証書 □ 保証書証明 ()</p> <p>本人 □ 旅券交付手帳 □ 旅券更新手帳 □ 旅券必要書類 □ 介護保険証 面接 □ 身体検査証 □ 電気工事士証 □ 健康診断書 □ 介護職員初任者研修認定証書 照査 □ 通勤手当カード □ 無職労働者手帳 □ 介護職員定期研修認定証書 嘱託 □ 通勤手当手帳 □ 有職労働者手帳 □ 航空機操縦士証 □ 小児の厚生扶助の身分登録証書 ○ 医療費等控除許可 □ 体格検査者手帳 □ 共済会合規証 (生年、性別、年齢)の資格認証書など ○ 表面化粧 □ 有職労働者手帳 □ 金年證書 □ 一時帰国証</p> <p>官 公 序 記 敷 圖</p> <p style="text-align: right;">□ 本人 □ 代理</p>
---	--

(別記第13号の2様式)

前次届出

外 務 大 臣 殿	令 和 年 月 日 届 出
在 大 墓 総 領 殿	
旅券法第18条第1項第7号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。	
法定代理人(権限者、後見人など)署名	
(申請者が未就学の場合は親権者や未成年の法定代理人。要するに申請者が成年で旅券を発見人が運送している場合に法定代理人の法定代理人を含むべきです。要するに会員本人の旅券に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合は除く)。本人確認のために印鑑・書類別印鑑を使用する場合は、実印の押印が必要です。)	
注 1. この書類には、消失又は旅券未記入に該当する書類を添付してください。 2. この届出書は、消失旅券の旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公勅において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の係船局に通知されたため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。	
提出書類 <input type="checkbox"/> 議院空難届出立替書 <input type="checkbox"/> 異失物届出立替書 <input type="checkbox"/> 災災證明 <input type="checkbox"/> その他 () (左点でよい書類) 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本国籍証 <input type="checkbox"/> 我國旅券手帳 <input type="checkbox"/> 旅券旅行手帳 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書及び契約 確認 <input type="checkbox"/> 国籍登録証 <input type="checkbox"/> 入国登録証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書及び契約登録証 護照 <input type="checkbox"/> 旅券登録証 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書及び契約登録証 身分手帳カード <input type="checkbox"/> 旅券登録証 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書及び契約登録証 護照登録証 <input type="checkbox"/> 旅券登録証 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書及び契約登録証 旅券登録許可證 <input type="checkbox"/> 旅券登録証 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書及び契約登録証 官 公 勅 記 載 關 <input type="checkbox"/> 旅券登録証 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書及び契約登録証 旅券登録許可證 <input type="checkbox"/> 旅券登録証 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書 <input type="checkbox"/> 旅券登録証明書及び契約登録証 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理	
用紙の大きさはA4又はレターサイズ	

（別記第14号様式）

紛失一般旅券等届出時出頭免除願書

令 和 年 月 日	殿
旅券名義人署名	
(署名は必ず本人が印籠に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でないものが記入する場合には、その者の氏名も記入してください。)	
私は、旅券の紛失又は焼失の届出を行うにあたって、次の理由により出頭することが困難ですので、出頭免除方お取り計らい願います。	
具体的理由(陳明資料を添付のこと)	

(旅券名義人が指定した者を通じて届出を行った場合に記入のこと)	
私は、次の者を通じて紛失一般旅券等届出書を提出いたしましたく、申し出ます。	
1. 氏名及び生年月日	
2. 現住所	
3. 職業及び所属先	
4. 申請者との関係	
(別記第14号様式)	
用紙の大きさはA4	

裏面も記入してください

用紙の大きさは八

書類番号	外務大臣認証 在 外務省記載課			令和年月日届出
この届出書の記載事項に相違なく、旅券法第17条第5項の規定により届け出ます。同法第18条第1項第7号の規定により、上記に記載された公用旅券が失効することに異議はありません。				
届出者				
旅券請求事務担当者 所属、氏名				
電話 メールアドレス				
<p>注 1. この書類の提出にあたっては、前又は失効を申請する書類の添付を要する場合があります。</p> <p>2. この届出は、船員（機関）契約を含め、当該船員の不登録等防止のためです。上記に記載された船舶は、外務省又は外航船舶において船舶理番をされた当該船員の旅券番号、施行年月日、失効年月日が窓口に記載され、海上に遭難された場合は、当該書類の発行を受けることをできません。</p>				
提出書類 □警察署認証届出立証書 □遭失物出立証書 □僻海認証 □その他()				
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理				

旅券番号の氏名記入 (表面のハボン式と異なる場合のみロード字または大文字で記入)					
(姓)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
(名)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
最大3文字まで (例名を含む)					
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					
最大3文字まで (例名を含む)					
注: 番号への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて3文字 (例番号を除く) までです。 姓と名、姓と姓など複数の姓を記入する場合は複数記入できません。但し、別称記述の()では記載可。					
異族その他の関係者が申請する場合に記入してください。					
(ヨミカタ)					
氏名	生年月日 <small>西暦表示</small> <small>西暦表示</small> <small>西暦表示</small> <small>西暦表示</small> <small>西暦表示</small>				
性別	<small>男</small> <small>女</small>				
出生地	<small>日本</small> <small>又は所</small>				
相続者登録 との関係					
電話 ()					
相続希望者が申請できない理由					

渡航書受領証

注意 旅券の紛失届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。	令和 年 月 日 殿
1. 渡航書名義人氏名 2. 渡航書番号 3. 発行年月日	
注意 渡航書の受領者は、渡航書発給申請書と同一人でなければなりません。	

(別記第17号様式) 用紙の大きさはA4

(令和五年三月改正)

渡航書受領証

注意 旅券の紛失届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。	年 月 日 殿
申請した内容と相違ないことを確認の上、受領しました。	
1. 渡航書名義人氏名 2. 渡航書番号 3. 発行年月日	
注意 渡航書の受領者は、渡航書発給申請書と同一人でなければなりません。	

(別記第17号の2様式) 用紙の大きさはA4

(令和五年三月改正)